臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について

問 町民福祉課 福祉係（臨時福祉給付金）児童係（子育て世帯臨時特例給付金）☎52-5810

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請時期・方法についてお知らせします。

現在、7月から申請受付ができるように準備しています。

町では、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当すると思われる世帯に対して、6月下旬から7月初旬に申請書と詳しい資料を送付することとしています。申請手続きは郵送での受付も可能となっておりますのでご利用ください。

※町では、窓口での混雑を避けるため、受付期間中は町役場1階会議室に給付金の専用窓口を開設いたします。また、この期間中、給付金に関する専用電話(☎53-4080)を設置いたしますので、ご利用ください。

臨時福祉給付金　支給要件

◎支給対象者

・平成26年度分の住民税が課税されていない人が対象です。

ただし（・課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合　・生活保護の受給者である場合　など）は除きます。

◎支給額

・1人につき　**10,000円**

・下記の《加算対象者》は1人につき　**5,000円**　を加算

《加算対象者》
・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者
・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金　支給要件

◎支給対象者

次のどちらの要件も満たす人が対象です。

①平成26年1月分の**児童手当・特別給付※を受給**

②平成25年の所得が**児童手当の所得制限限度額未満**

※特別給付とは、所得が高額な人について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

◎対象児童

支給対象者の平成26年1月分の**児童手当・特別給付の対象**となる児童

ただし（・「臨時福祉給付金」の対象となる児童　・生活保護の受給者となっている児童　など）は除きます。

◎支給額

対象児童1人につき　**10,000円**

対象者診断チャート

※基準日は平成26年１月１日となります
（当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。）

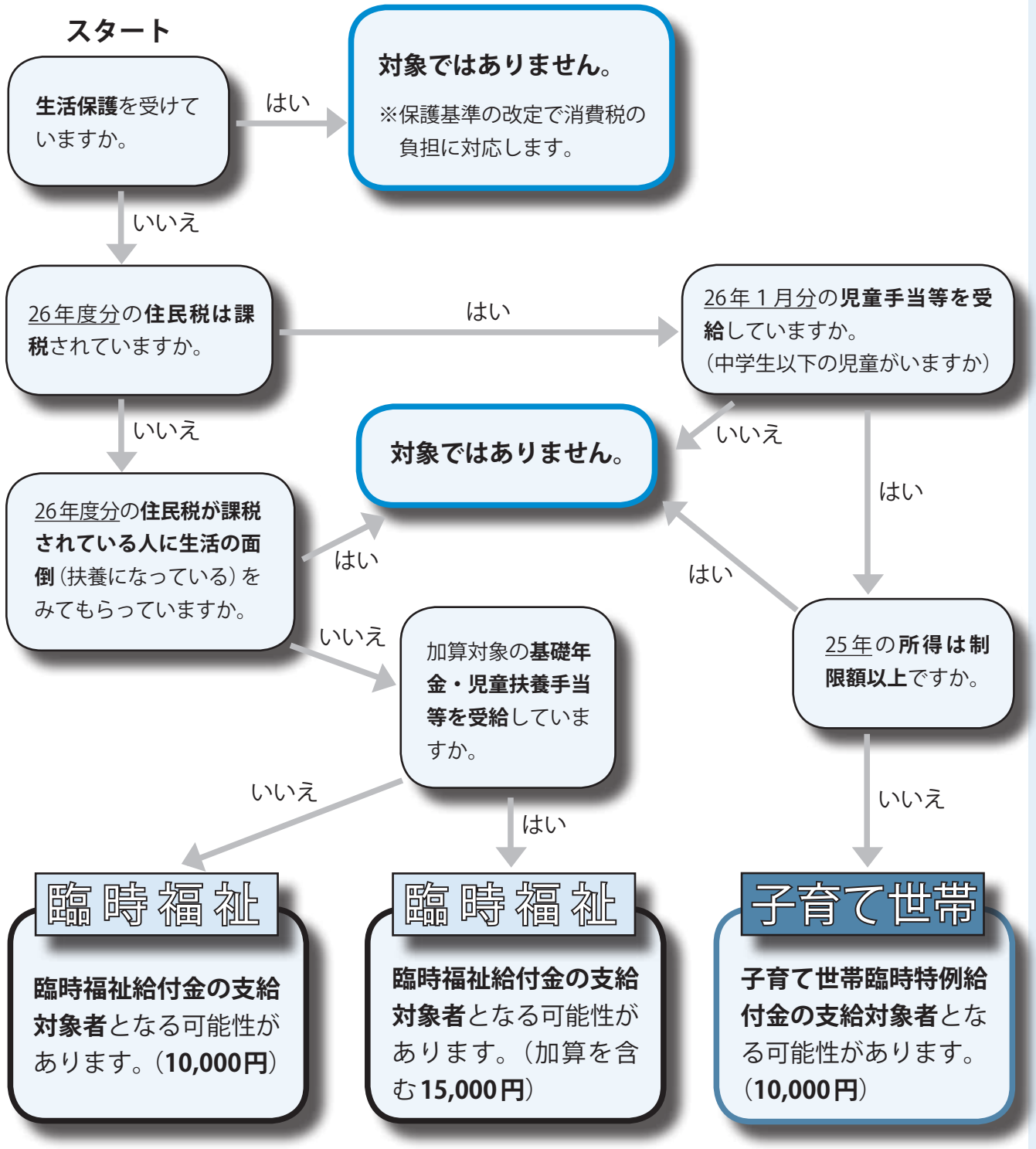

対象者診断チャートで確認し、支給要件に該当すると思われる人で、７月中旬を過ぎてもお手元に申請書などが届いていない場合や、ご不明な点がある場合は、町民福祉課までお問い合わせください。